

ホームページ公表資料

令和7年5月28日
地方独立行政法人りんくう総合医療センター
事務局総務課 高山
電話：072-469-3111（代表）
内線：2925

職員の懲戒処分について

下記のとおり懲戒処分を行ったので公表する。

1 被処分者の所属	りんくう総合医療センター 診療局 60代
2 処分年月日	令和7年5月13日
3 根拠法令	就業規則第56条の9号
4 処分内容	戒告
5 処分理由	今回、当該職員が他の職員に対し、不適切で不当な言動を行うことにより、その者の職務に差し支えるような精神的損害を与えるものであり、ハラスメント行為に該当するものである。 地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員就業規則第56条の9号の懲戒処分の事由に該当することから、処分を行った。

○センターのコメント

法人として、本件を厳粛に受け止め、今後このようなことが起こらないよう職員への注意喚起、研修会を開催するなど、再発防止策にあたっていく所存でございます。